

令和3年度 労働行政のあらまし



目次

令和3年度千葉労働局行政運営基本方針	1
令和3年度の重点施策	1

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

◎ 雇用の維持・継続支援ときめ細かな再就職等の促進	2
◎ 多様な人材の活躍促進等	4

ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備等

◎ 長時間労働の抑制や健康で安全に働くことができる職場づくり	8
◎ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	11
◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営	11

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所等のご案内

千葉労働局の組織と業務	13
労働関係相談先一覧	14
千葉労働局の所在地連絡先一覧	15
労働基準監督署・ハローワーク管轄区域	18
労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧	背表紙



厚生労働省 千葉労働局

千葉労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>



令和3年度千葉労働局行政運営基本方針

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして

【運営方針の視点】

千葉労働局では、ウィズ・ポストコロナ時代を見据えながら、働き方改革を着実に実行し深化させるため、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等に向けて、中小企業・小規模事業者等への支援を進めます。

また、あらゆる人がその能力を十分に発揮できる社会を実現するため、就職氷河期世代、年齢の高い方、女性、障害のある方、外国の方などの就業環境の整備や就労支援等を行うとともに、雇用の維持・継続に向けて総合的な人材確保対策を進めます。

これらの取組を県・市町村及び労使をはじめ関係団体等と連携を図りながら、地域に密着した労働行政を展開していきます。

【最重点施策】

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

◎ 雇用の維持・継続支援ときめ細かな再就職等の促進

雇用の維持や継続に取り組んでいる事業主を支援するとともに、再就職に必要な職業訓練を実施しつつ、業種・地域・職種を超えた再就職等の促進を図ります。また、地域の実情に即した雇用創出、人材確保等を行います。

◎ 多様な人材の活躍促進等

就職氷河期世代、年齢の高い方、女性、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、就業環境の整備を推進し、きめ細かな職業紹介を行います。

ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備等

◎ 長時間労働の抑制や健康で安全に働くことができる職場づくり

テレワークの推進、長時間労働の抑制等ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備、労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策や治療と仕事の両立支援など健康確保対策を促進します。

◎ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正社員と非正規社員との不合理な待遇の差を解消し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図ります。

◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営

生産性向上のための具体的な取組みの助言相談・各種助成金を活用した支援を行うとともに、地域の実情に応じた最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。

令和3年度の重点施策

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

◎ 雇用の維持・継続支援ときめ細かな再就職等の促進

雇用の維持や継続に取り組んでいる事業主を支援するとともに、再就職に必要な職業訓練を実施しつつ、業種・地域・職種を超えた再就職等の促進を図ります。また、地域の実情に即した雇用創出、人材確保等を行います。

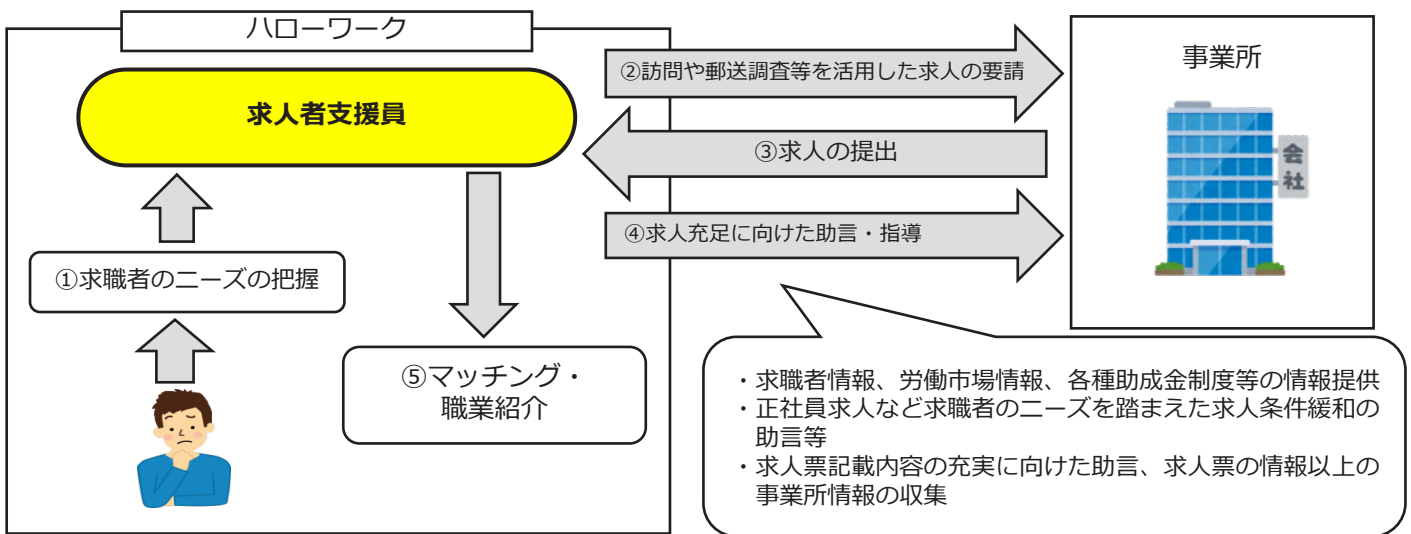
雇用の維持、継続に向けた支援

雇用調整助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。また、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を推進します。

ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実

仕事と家庭の両立可能な求人や非正規雇用労働者の希望が多い職種等の積極的な求人開拓を実施します。

また、求人の充足に向け、求職者が応募しやすい求人内容や求人条件に対する助言をきめ細かく行うなど、求人者サービスの充実を図ります。



ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇止めされた非正規雇用労働者等の増加が懸念されるため、「早期再就職支援コーナー」を強化・就職支援ナビゲーターを増員し、担当者制による求職者の置かれた状況に応じた早期再就職支援を実施します。

更に、ハローワーク千葉、船橋に就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分）を配置し、業種・地域・職種間移動に対応した再就職支援の強化を図ります。

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング等

「早期再就職支援コーナー」設置ハローワーク

【千葉、市川、木更津、茂原、松戸、船橋、千葉南、成田】

職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

千葉県職業訓練実施計画に基づき、訓練実施機関である千葉県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部と連携して、地域の訓練ニーズを踏まえた訓練コースを設定し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。

「新たな雇用・訓練パッケージ」による取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援します。

➤ 就職に役立つ求職者訓練・公共職業訓練の訓練機関や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月⇒1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

➤ コロナ対応ステップアップ相談窓口を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、求職中の方やシフト制で働くからなど、働きながらステップアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供

成田空港内雇用相談窓口における支援

成田空港においては、新型コロナウイルス感染症の影響で航空需要は大幅な減少となっているため、重点的な支援が必要な状況にあります。

このため、令和2年12月に成田国際空港株式会社と締結した包括連携協定に基づき、成田空港内に設置されたナリタJOBポートにおいて、関連企業や労働者に対する各種情報提供や相談支援業務を、引き続き積極的に実施します。

＜雇用相談窓口「ナリタJOBポート」支援メニュー＞

【企業向け支援】（毎週水曜日）

- ・ 雇用調整助成金をはじめとした各種助成金相談
- ・ 副業・兼業に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス
- ・ 在籍出向に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス

【従業員向け支援】（毎週火曜日）

担当：ハローワーク成田 他

- ・職業相談、求人情報提供等・雇用保険の失業給付等に関する相談
- ・休業支援金・給付金に関する相談
- ・応募書類作成及び面接準備のための支援
- ・ハロートレーニング（公的職業訓練）情報提供

担当：労働局

- ・労働相談（退職勧奨、各種ハラスメント相談等）

医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

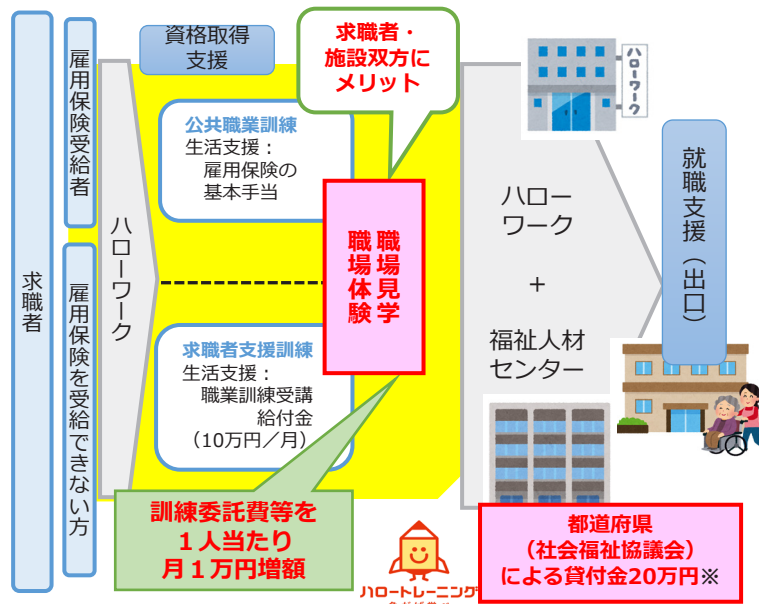
医療、介護等の雇用吸収力の高い分野において人材不足が深刻化しているため、介護分野向け職業訓練の充実、ハローワーク等における専門的な人材確保支援の拡充を図ります。

1 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

介護・福祉分野（障害福祉分野も含む）における人材確保に向けて、以下の取組により就職支援を図ります。

- 介護分野向け訓練コースの拡充、職場見学・職場体験の組み込み
- 福祉人材センターと連携した就職フェアなどのイベントの開催

雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ



※介護分野等へ2年間、継続して従事した場合、返済免除

2 人材不足分野のマッチング

「人材確保対策コーナー」（千葉、松戸、船橋、成田の各ハローワークに設置）を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

また、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた指導等による重点的なマッチング支援を実施します。

「人材確保対策コーナー」による支援

求職者への支援

- ⇒ 専任の就職支援ナビゲーター等による支援
- 労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供
- 応募書類の作成支援、求人の選定や面接準備支援
- 各種イベントの実施
- 職業訓練の受講あわせ

求人者への支援

- ⇒ 専任の就職支援コーディネーター等による支援
- 雇用管理改善の相談、魅力ある求人づくりのための記載内容の助言求人充足プランの策定
- 求職者への求人票の提供、応募勧奨
- 各種イベントの実施

医療・福祉分野充足促進プロジェクト

早急の充足が必要な未紹介または未充足求人へ求職者ニーズを踏まえたフォローアップを徹底する。

各種マッチングイベント等

- ・ハローワーク内でのミニ面接会、事業所見学会、ツアー型面接会、各種セミナー
- ・福祉人材センター及びナースセンターと連携した企業説明会・合同面接会等

◎ 多様な人材の活躍促進等

就職氷河期世代、年齢の高い方、女性、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、就業環境の整備を推進し、きめ細かな職業紹介を行います。

新規卒卒等への就職支援

就職支援ナビゲーター（千葉・松戸・船橋の新卒応援ハローワーク等に配置）が、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに、就職活動開始前の学生等に対しても早期に就職支援を実施します。

また、コミュニケーション等に課題を抱える新規卒卒等に対しては、公認心理師または臨床心理士等で構成された特別支援チームを活用し、就職実現までの一貫した支援を行います。

○就職支援ナビゲーターによる支援

【就職活動に不安を抱える学生等への支援】

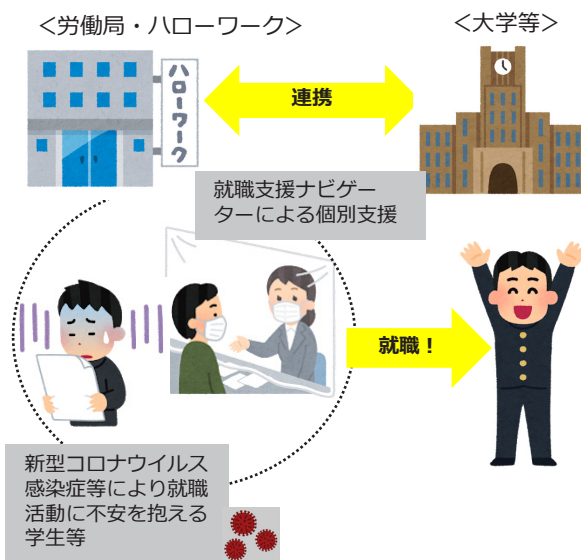
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 大学等と一体となった就職支援の実施
- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等

【就職活動が特に困難な学生等への支援】

- 新卒応援HWにおける特別支援チームが大学等に出向き、支援対象者に対してチーム支援を実施

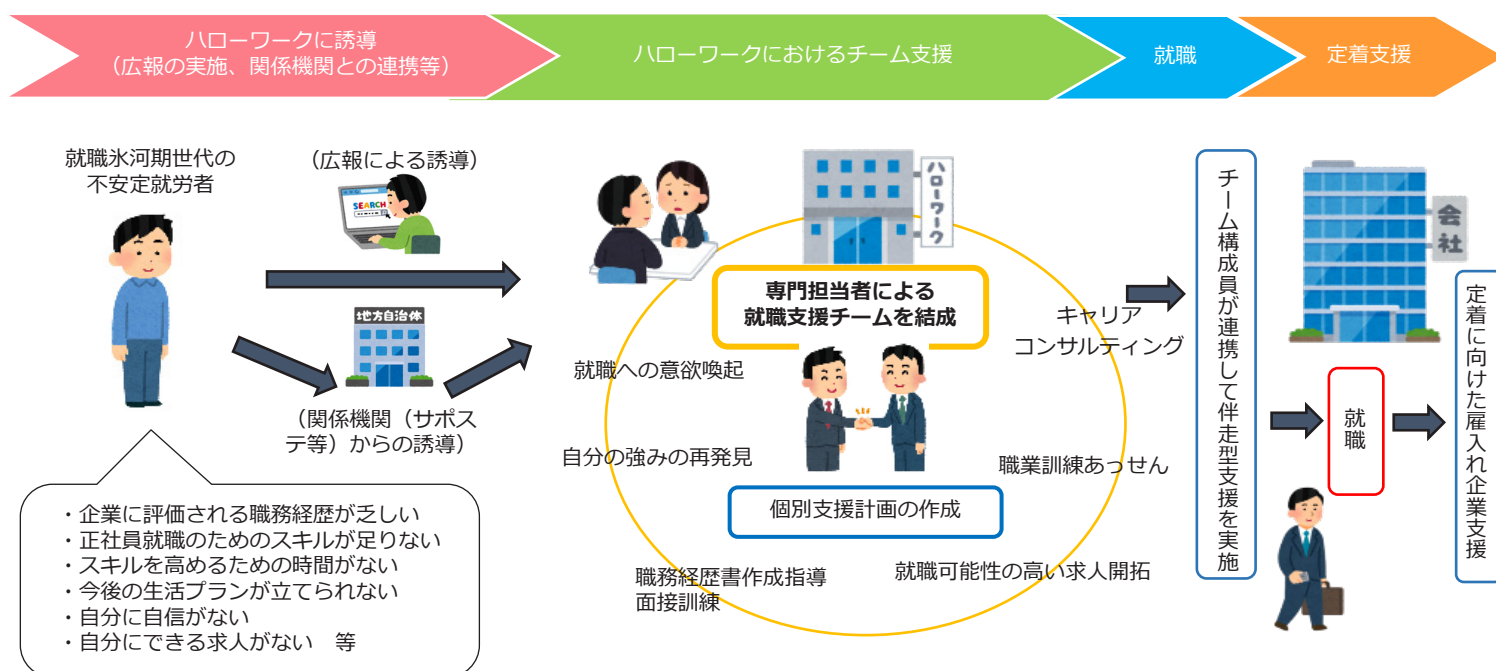
【早期離職のリスクを抱えた学生等への支援】

- 高校等との連携による、早期離職のリスクを抱える高卒就職者、離職者の把握、支援対象者への能動的なアプローチ（就職者の場合、就職先企業への助言等を含む）
- 企業に対する、求人条件緩和指導・未充足求人への積極的なマッチング等の重点的な支援
- 内定取消しや入職時期の繰り下げ等にあった学生等への相談、個別求人開拓等



ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

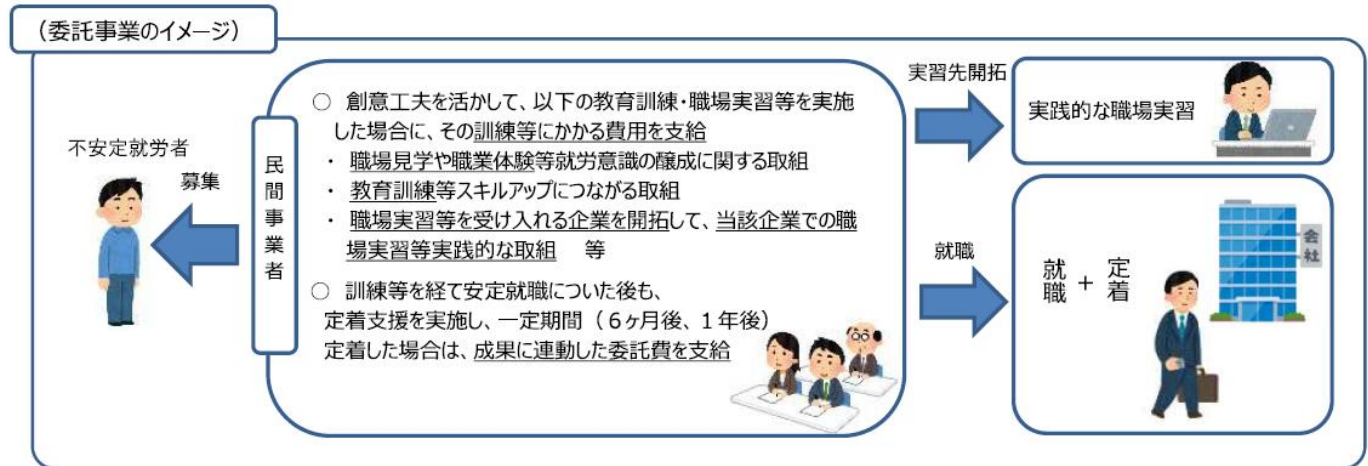
不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置（ハローワーク千葉・松戸・船橋）して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。



民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援の実施

就職氷河期世代の不安定就労者に対して、民間委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援などを行い、安定就職につなげる事業を実施します。

なお、同事業で行われる教育訓練や職場実習等については、職業訓練受講給付金の活用を含めた利用助奨を行います。



※ 同事業で実施される教育訓練、職場実習等については、職業訓練受講給付金の給付対象となります。

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援等

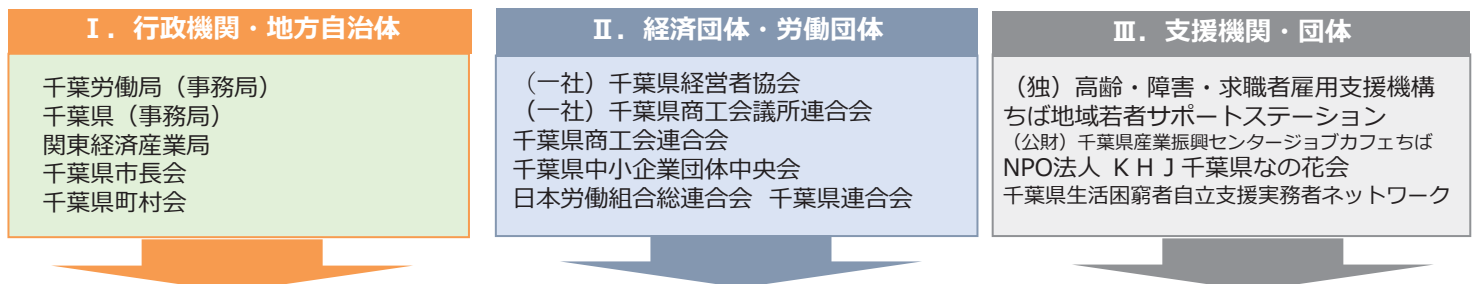
官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において策定した事業実施計画に基づき、企業や求職者向けのセミナーの実施（民間委託）など、地域に対応した支援を行います。また、千葉労働局ホームページに開設した「就職氷河期世代支援特設ページ」の拡充等を行い、各種支援策やイベント・セミナー等の情報を発信します。

＜令和2年度参考＞

令和2年6月 1日・・・「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（千葉県PF）」設置

令和2年9月14日・・・「千葉県PF事業実施計画」を策定

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員



各界一体となった就職氷河期世代活躍促進

＜推進体制・進捗管理＞

千葉県PF事務局において、取組等の進捗状況の把握及び管理を行い、千葉県PF会議に報告の上、公表する。また、福祉と就労をつなぐ地域におけるネットワークや市町村PFとの連絡・調整に努め、広域的な課題への対応や必要な情報提供等を行う。

支援が必要な方に取組を知ってもらい、広く活用してもらうことを目指す。

企業をはじめ県内の気運醸成を図り、就職氷河期世代の活躍の機会が広がることを目指す。

派遣労働者の雇用の安定等

- 同一組織単位に継続して1年以上派遣就業することが見込まれる派遣労働者について、雇用安定措置が適正に講じられているか、厳正な指導監督を実施します。
また、雇用安定措置を講ずるに当たり、特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を予め聴取し、派遣元管理台帳に聴取した内容を記載することが義務化されたことについて、派遣元事業主等に対する周知及び指導監督を実施します。
- 派遣労働者相談窓口において、労働者派遣契約の中途解除等の相談が寄せられた場合など、必要に応じて指導監督を行う他、関連機関と連携し、相談解決に向けた支援を実施します。

派遣労働者相談窓口

千葉労働局 職業安定部 需給調整事業課 043-221-5500

○70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業を支援します。また、65歳超雇用推進プランナー等と連携した提案型の相談・援助による支援を行います。

○生涯現役支援窓口における高齢求職者等に対する再就職支援

県内11箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再認識に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化するとともに、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進します。

○高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

<エイジフレンドリーガイドライン>



女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

- 改正女性活躍推進法に基づき、令和4年4月1日から行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されること等を踏まえ、新たに義務化される企業に対して、確実に行動計画の策定・届出が行われるよう計画的に働きかけます。
- 「えるぼし」、「プラチナえるぼし」について周知、取得促進の働きかけます。
- 改正女性活躍推進法に基づく行動計画・情報の公表の更新が確実にされるよう、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促します。

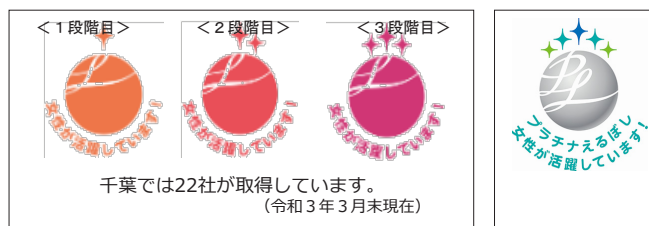
○「えるぼし」認定制度の取得促進

優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等認定のメリットも含め広く周知することにより、その取得促進を図ります。

<女性活躍推進企業の認定マーク>

「えるぼし」

「プラチナえるぼし」



妊娠・出産、不妊治療と仕事の両立の推進

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえた改正を含め、母性健康管理措置の周知徹底、履行確保を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対し、助成金による支援を行い、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図ります。
- 妊娠・出産不利益、母性健康管理措置等に係る相談があった場合には、問題解決に向けて報告徴収、紛争解決援助等を実施します。
- 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備に向けた助成金の利用勧奨を図ります。

男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

- 育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、個々の労働者が円滑に制度を利用できるよう周知徹底を図ります。
- 労働者の権利侵害が疑われる事案等を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
- 男性の育児休業取得を促進するため、育児休業の制度や取組事例等の周知、両立支援等助成金の活用を促進します。
- 介護離職を防止するため、地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を行います。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図るとともに、「くるみん」認定や「プラチナくるみん」認定の申請に向けた働きかけを行います。

<「子育てサポート企業」としての認定マーク>

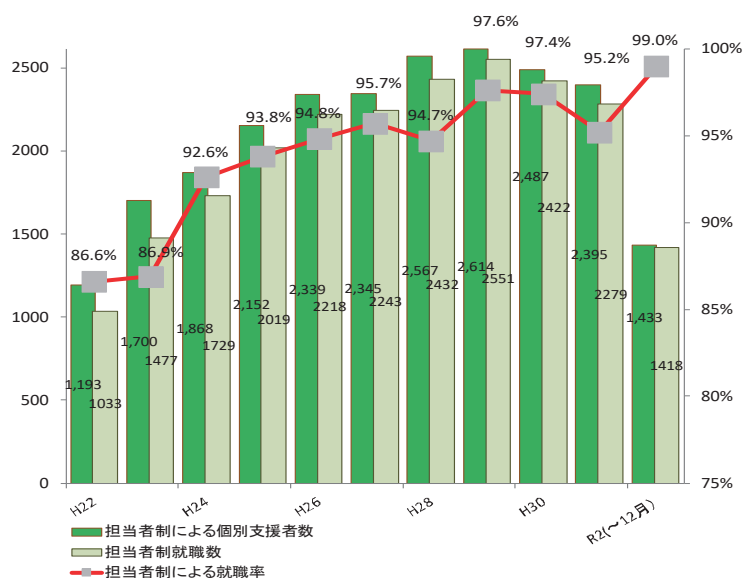


子育て等により離職した女性の再就職の支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズハローワーク、マザーズコーナー）において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進します。



「マザーズハローワークちば」による座談会の様子



障害者の就労促進

○中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

- ・ ハローワークと地域の関係機関が連携したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。
- ・ 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）」の周知・啓発により、障害者雇用の促進を図ります。

「もにす認定」は、
千葉県では1社が取得しています。
(令和3年3月末現在)



○精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

ハローワークに専門の担当者を配置し、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

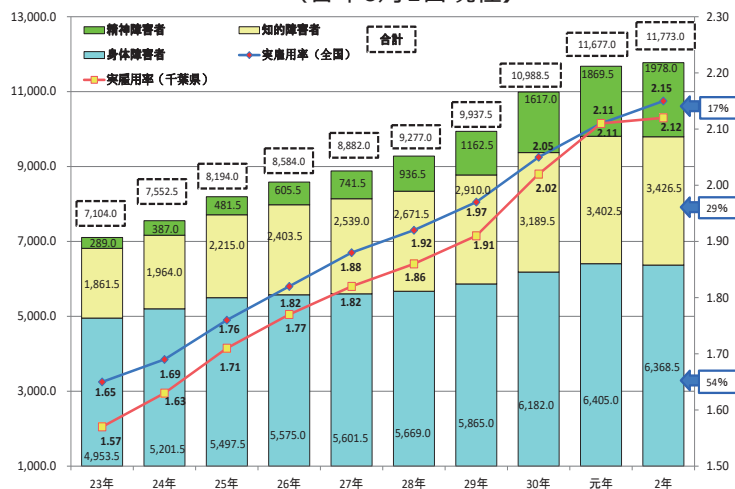
○障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

事業主の理解の促進を通じ、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図ります。

○公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク千葉に職場適応支援者を配置し、千葉県内の公務部門に対する、障害特性に応じた個別支援等の支援の強化を図ります。

千葉県内民間企業における障害者雇用状況の推移 (各年6月1日現在)



外国人に対する支援

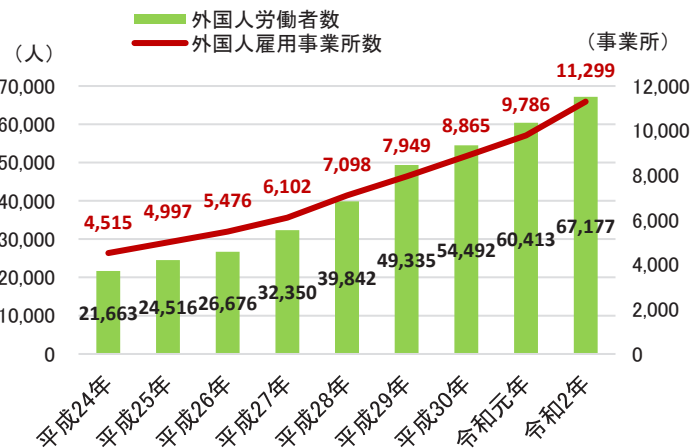
○外国人求職者等に対する就職支援及び多言語相談支援体制の整備

- ・ 外国人求職者等に対する相談支援等を行うとともに、日系人等の定住外国人を対象にした、外国人就労・定着支援研修を実施します。
- ・ 外国人雇用サービスコーナーに通訳員を配置するとともに、多言語音声翻訳機器等の活用等多言語による相談体制を整備します。

○外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助等

- ・ 事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金）を行います。
- ・ 外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視覚教材等の周知により、労働災害防止対策を推進します。

＜外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移＞



ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備等

◎ 長時間労働の抑制や健康で安全に働くことができる職場づくり

テレワークの推進、長時間労働の抑制等ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備、労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策や治療と仕事の両立支援など健康確保対策を促進します。

「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

○「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

- 改定「テレワークガイドライン」の周知を図ります。
- 働き方改革推進支援センターやテレワーク相談センターの活用を促します。
- 「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」（新設）の活用により、良質なテレワークを新規導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の取組を行う中小企業事業主を支援します。

○「副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

- 一般健康診断等による健康確保に取り組む企業に対する「副業・兼業労働者の健康診断助成金」等の支援事業の周知を図ります。
- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和2年9月改定）の周知を図ります。

職場における感染防止対策等の推進

- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した取組を推進します。
- 高齢労働者の感染防止対策等を推進するため、高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

参考:エイジフレンドリー補助金（令和2年度版）

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。
※事業規模、高齢労働者の雇用状況等を調査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業主
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

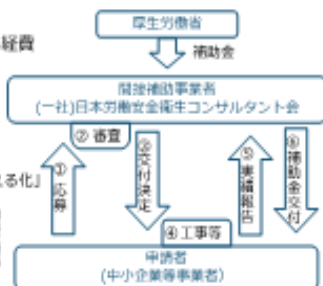
高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
・作業場内の段差解消・床や通路の滑り防止
・リフト機器等の導入による人力取組量の抑制
- 健康確保のための取組
・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。

7



職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑がつかない場合

- ・リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。



② すべての確認事項に☑がついた場合

- ・厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。



千葉労働局・労働基準監督署

R3.2

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

○建設業対策

墜落・転落災害をはじめとする重篤な労働災害防止に重点を置いた建設事業者による自主的な取組を促進します。

○労働災害多発事業場への対策

過去5年間に労働災害が複数発生した事業場に対するきめ細かな指導を実施し、労働災害防止対策を促進します。

○第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策

- ・労働災害が増加傾向にある第三次産業等に対して安全推進者の配置、リスクアセスメントの普及促進等を通じて自主的安全衛生活動の促進を図ります。
- ・陸上貨物運送事業に対して、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組の促進を図ります。
- ・転倒災害、腰痛、熱中症等の労働災害防止対策を促進します。

○産業保健活動・メンタルヘルス対策

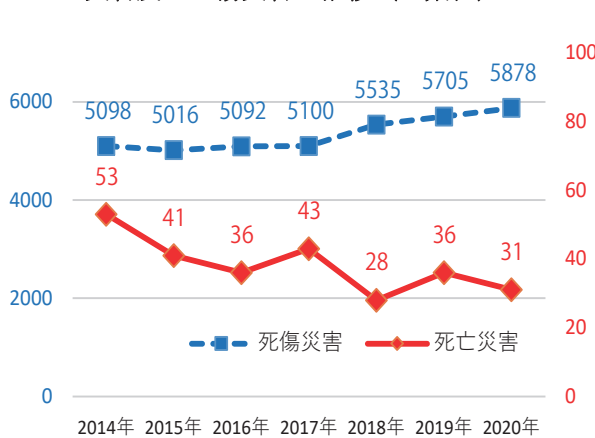
事業場における産業保健活動、メンタルヘルス対策への取組が適切に行われるよう指導等を行います。

○石綿ばく露防止対策・化学物質対策

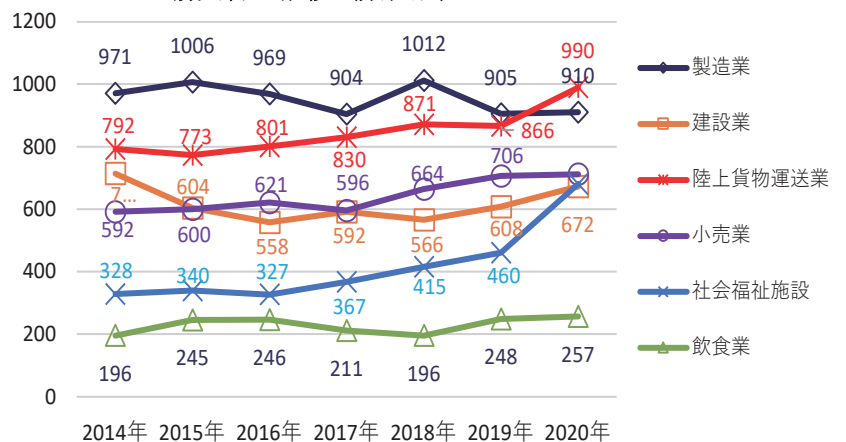
石綿ばく露防止対策、溶接ヒューム等の化学物質対策の周知指導を行います。



死亡災害及び死傷災害の推移（全業種）



死傷災害の推移（業種別）



働き方改革の実現に向けた取組及び労働条件の確保・改善対策

○労働時間縮減への取組支援

監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、改正労働基準法等の周知を中心とした相談・支援などを行います。

○働き方改革の実現に向けた取組

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援等を行います。

- 働き方改革推進支援助成金の利用勧奨
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等
- 「千葉働き方改革推進支援センター」において、個別訪問支援、出張相談、セミナー等、きめ細やかな支援
- 監督署に編成した「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等

○長時間労働の抑制に向けた監督指導の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して監督指導を実施します。

○新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた企業に対する啓発指導等の実施

- 大量整理解雇等に関する情報収集等に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導等を実施します。
- 未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

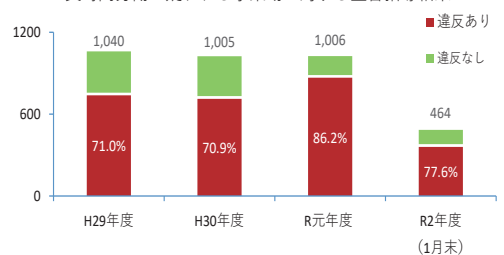
○法定労働条件の確保等

- 基本的労働条件の枠組み等の確立を図らせ、定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。
- 労働時間を適正に把握するためのガイドラインに基づいた労働時間管理が行われず、賃金不払残業が認められた場合は、是正指導を行います。
- 未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

○特定労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者等の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の周知等を図り、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導等必要な対応を行います。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果



長時間労働につながる取引環境の見直し等

○勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや働き方改革推進支援助成金を活用して導入促進を図ります。

○長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、関係省庁と連携を図りつつ、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」（11月）での集中的な周知啓発や、令和元年度に「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において採択された提言をあらゆる機会に発信する等、働き方改革と取引適正化を一体的に推進します。

年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

○年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

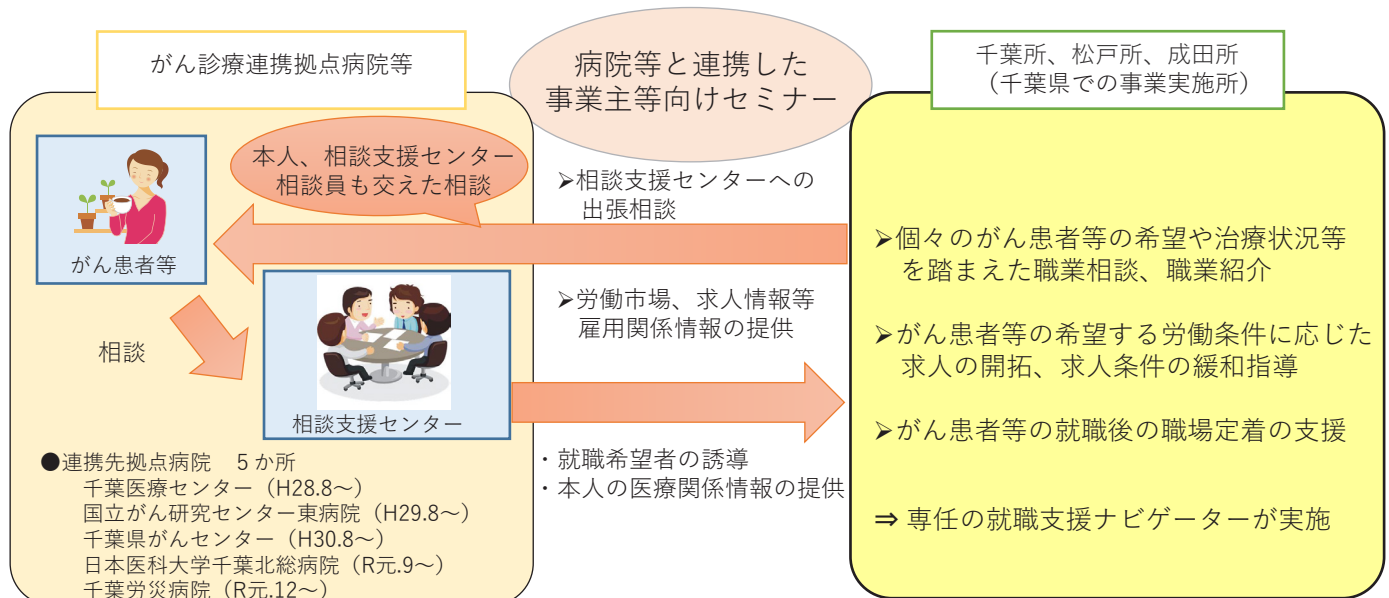
年次有給休暇の取得促進に向けて、次の事項に取り組みます。

- 年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底を図ります。
- 時間単位年次有給休暇の導入促進を図ります。
- 「年次有給休暇取得促進期間」（10月）や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を実施します。
- 病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇の導入勧奨を図ります。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

- 千葉産業保健総合支援センターと連携して「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を周知するほか、「治療と仕事の両立支援助成金」について周知や利用勧奨を行います。
- 「地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（千葉県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、千葉産業保健総合支援センター、労災病院等）の連携による、関係施策の横断的な取組の促進を図ります。
- 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進するため、地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。
- がん患者等に対する就労支援については、拠点となる千葉、松戸、成田の各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携の下、相談支援体制の拡充を図ります。

<がん患者等に対する就労支援>



事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を
見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、
他の事業主との取引において、長時間労働に
つながる短納期発注や発注内容の頻繁な
変更を行わないよう配慮する必要があります。



- 大企業に対しては、ハラスメント防止措置等を講ずるよう助言・指導を行い、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会等による集中的な周知啓発を実施します。
- 中小企業に対しては、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されることから、中小企業向けの説明会等を開催するほか、専門家による中小企業への個別訪問（厚生労働省委託事業）の活用等、ハラスメント防止対策に係る取組支援の活用を促します。
- 総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図り、紛争調整委員会によるあっせんや調停等の紛争解決援助制度等の活用により、早期の解決を促進します。

パワハラは大きく分けて次の6類型に分類されます。

- ① ひどい暴言・侮辱 ② 暴行・傷害 ③ 仲間外し・無視 ④ 業務上明らかに不要なこと・不可能なことの強制 ⑤ 合理性なく経験とかけ離れた仕事の指示、仕事を与えない ⑥ 私的なことへの過度の立ち入り



◎ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正社員と非正規社員との不合理な待遇の差を解消し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図ります。

- パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施し、法の着実な履行確保を図ります。
- オンラインを活用した説明会等を行うとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図ります。
- 働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において労務、管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や、ウィズ・ポストコロナ時代の新しい働き方を踏まえた個別訪問支援、出張相談、セミナー等、きめ細かな支援を行います。



◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営

生産性向上のための具体的な取組みの助言相談・各種助成金を活用した支援を行うとともに、地域の実情に応じた最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- 業務改善助成金の支給を通じ、賃金の引上げを支援します。
- 千葉働き方改革推進支援センターによるワンストップ窓口において、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援と同様にきめ細かな支援を行います。



使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

最低賃金件名	時間額	発効年月日
千葉県最低賃金	925円	令和2.10.1

特定最低賃金については千葉労働局ホームページへ！

千葉労働局 検索

○最低賃金制度の適正な運営

- 経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）などを踏まえつつ、千葉地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び千葉県・市町村等の協力を得て周知徹底を図ります。
- 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

「オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言 ～雇用維持・経済回復に向けて～」

千葉労働局では、令和2年7月21日に令和2年度第1回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（※）」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響下での雇用の維持と経済活動の回復、同感染症をきっかけとした「働き方の新しいスタイル」を含めた「働き方改革」の推進、生産性の更なる向上等様々な課題を乗り越えていけるよう、「オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言」を全会一致で採択しました。



オール千葉で新型コロナウイルスに打ち克つ公労使共同宣言 ～雇用維持・経済回復に向けて～

本県においては、昨年発生した一連の台風等の災害からの復旧・復興が進んでいる最中(さなか)に、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が急速に縮小するなど、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。緊急事態宣言は解除されたものの、県民のいのち、雇用、生活を守るため、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を目指すことが強く求められている。

一方で、生産年齢人口の急激な減少をはじめ、長時間労働などを前提とした勤務形態の見直しや同一労働同一賃金の適用を含む働き方改革関連法の施行など、雇用を取り巻く環境は劇的な変化の渦中にある。

こうした中、公労使会議の各構成機関はそれぞれの立場で連携し、雇用の維持・確保と経済活動の回復に、全力で取り組んでいるところである。

今後、新型コロナウイルス感染症との長期戦が見込まれる中、「社会経済活動の回復」を早期に実現させるためには、これまで以上に連携し、様々な対策に取り組むことが重要である。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に打ち克ち、元気な千葉県となるよう、互いに協力し合い、下記のとおり、オール千葉で取り組むことを宣言する。

記

1 雇用の維持及び生活を支えるための取組

- (1) 公労使は、企業の事業継続、雇用維持、労働者の生活の安定を支援するため、雇用調整助成金をはじめとした助成金制度や各種融資制度、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、最大限に制度が活用されるよう周知広報を行うとともに、専門家支援を含め申請しやすい環境整備に努める。行政は、各種支援制度にかかる支給事務を迅速に行う。
- (2) 公労使は、経営環境の変化の中で、安易に労働条件の変更や雇用調整が行われることのないよう、労働関係法令の周知・徹底を図るとともに、事業主や労働者のための相談体制を整備し、必要な対応を行う。
- (3) 公労使は、妊娠中の女性のほか、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する労働者に十分配慮するとともに、労働者の働く環境を守るための制度や支援策について、県内の事業者、県民に周知を図る。
- (4) 公労使は、一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足等の企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する。

- (5) 公労使は、感染者やその家族の方々、また医療関係者や感染症対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、県内の事業者、県民に周知を図る。

2 企業を支え、回復を加速するための取組

- (1) 経済の回復を加速するため、行政は、企業の資金繰りのための融資、社会経済回復のための事業、「新しい生活様式」に対応するための助成金などの支援により、企業の経済活動を後押しする。
- (2) 公労使は、テレワーク普及など、新型コロナウイルスをきっかけとした新たな動きを含めて働き方の見直しを加速させ、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりを推進する。
- (3) 公労使は、サプライチェーン全体の取引適正化に向けて、令和元年11月1日付けの公労使会議の提言「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について」を、改めて県内の事業者、県民に周知するとともに、経営環境悪化につながるしわ寄せを防止する。

3 知恵と情報をつなげるための取組

公労使会議の各構成機関は、それぞれの立場で企業、労働者、求職者の状況を把握し、必要な情報を共有するとともに、問題解決のための知恵を出し合い、有益な情報が県内に居住するすべての県民や県内企業に伝わるよう積極的な提供に努める。

令和2年7月21日

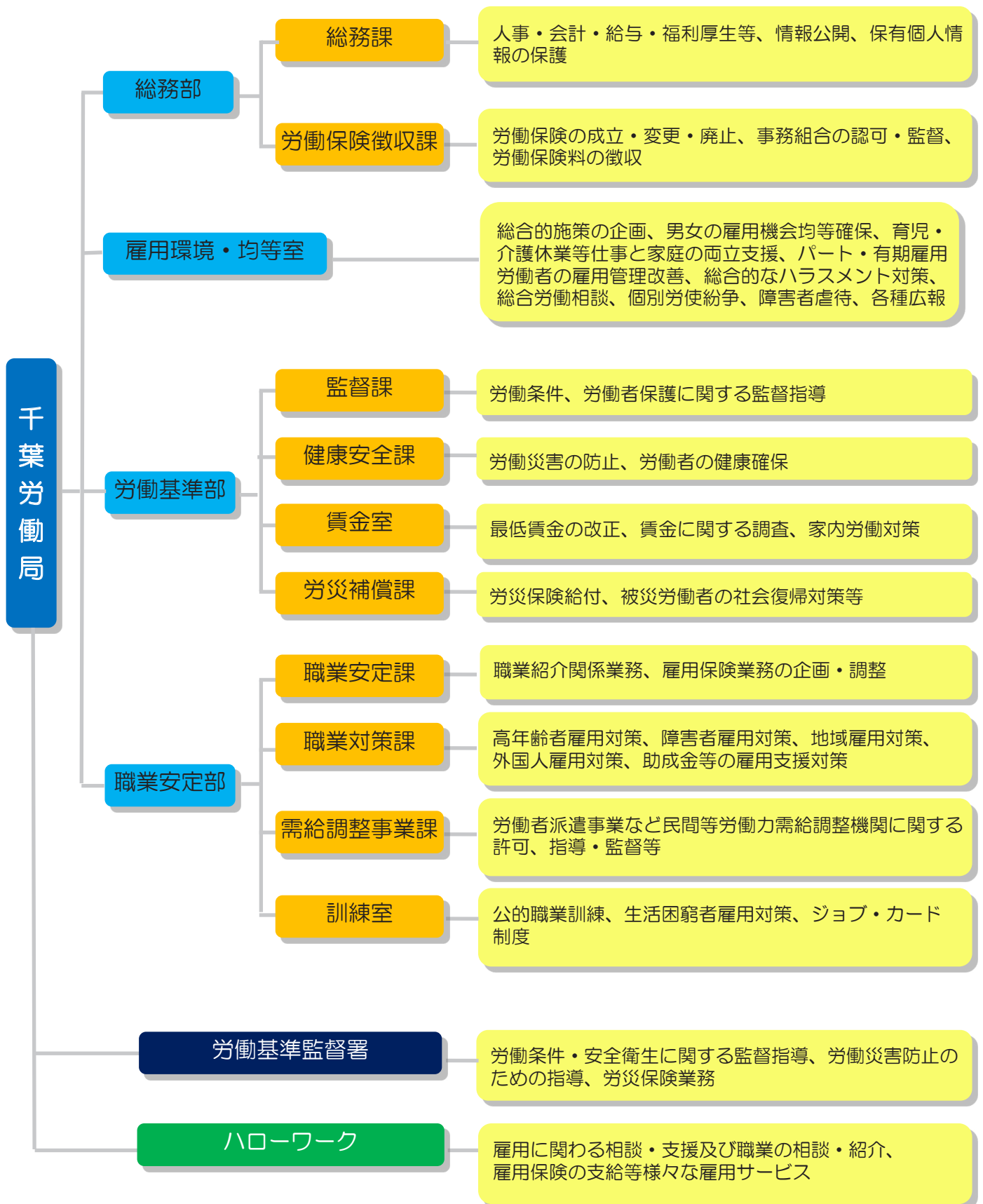
ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	(一社) 千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉市長会	(一社) 千葉県商工会議所連合会	(公財) 千葉県産業振興センター
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	(独) 千葉県産業保健総合支援センター
関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉県働き方改革推進支援センター
千葉労働局	(株) 千葉銀行	
	千葉信用金庫	

※「ちば の魅力ある職場づくり公労使会議」

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。

千葉労働局の組織と業務



労働関係の事項について相談したいときは（相談先一覧）

総合労働相談窓口

- *解雇、労働条件の変更等を巡る労働者と使用者との紛争等に関するあらゆる相談
- *職場におけるいじめ・嫌がらせ等に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
または千葉駅前総合労働相談コーナー、労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

労働条件等に関する相談をしたいとき

- *賃金不払い、解雇に関する相談
- *労働時間、休日、年休に関する相談
- *有期特別措置法の認定に関する相談
- *最低賃金に関する相談

管轄の労働基準監督署
管轄の労働基準監督署または労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局賃金室

職場環境等に関する相談をしたいとき

- *職場における危険な作業、衛生環境等、健康管理に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局健康安全課

労災保険に関する相談をしたいとき

- *労災保険の加入に関する相談
- *労災保険の申請や給付に関する相談
- *労災年金受給者の年金・介護問題等に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局労働保険徴収課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課

雇用保険に関する相談をしたいとき

- *雇用保険の加入に関する相談
- *雇用保険の申請や給付に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局労働保険徴収課
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

就職活動に関する相談をしたいとき

- *求職・求人に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

職業訓練に関する相談をしたいとき

- *職業訓練の受講に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局訓練室

外国人の就労に関する相談をしたいとき

- *外国人労働者の職業相談及び雇用管理に関する相談
- *外国人労働者の労働条件に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業対策課
管轄の労働基準監督署または労働局監督課

労働者派遣・民営職業紹介事業に関する相談をしたいとき

- *労働者派遣事業に関する相談
- *有料・無料職業紹介に関する相談

労働局需給調整事業課
労働局需給調整事業課

男女の均等取扱い、パートタイム労働に関する相談をしたいとき

- *男女均等な取扱いに関する相談
- *職場のセクシュアルハラスメントに関する相談
- *妊娠中の働き方・嫌がらせに関する相談
- *パートタイム・有期雇用労働に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）

育児・介護休業、次世代法等に関する相談をしたいとき

- *育児休業、介護休業等、仕事と家庭の両立支援に関する相談
- *育児休業給付・介護休業給付に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

どこに相談してよいかわからないとき

労働局雇用環境・均等室（1階）または千葉駅前総合労働相談コーナー、各労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

千葉労働局の所在地連絡先一覧

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎		
総務部 (2F)	総務課	043-221-4311
	労働保険徴収課	043-221-4317
雇用環境・均等室	指導部門(1F)	043-221-2307
	企画部門(2F)	043-306-1860
労働基準部 (3F)	監督課	043-221-2304
	健康安全課	043-221-4312
	賃金室	043-221-2328
	労災補償課	043-221-4313
	労災補償課分室(4F)	043-202-2370
職業安定部 (4F)	職業安定課	043-221-4081
	職業対策課	043-221-4391
	需給調整事業課(3F)	043-221-5500
	訓練室	043-221-4087
千葉労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/		



〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	
職業安定課雇用保険電子申請事務センター	043-307-5635
〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6F	
職業対策課分室	043-441-5678

労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」の所在地連絡先一覧

名 称	所 在 地	電 話
千葉労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-308-0671
船橋労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒277-0005 柏市柏255-31	04-7163-0246
銚子労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	0438-22-6165
茂原労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666
東金労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒283-0005 東金市田間65	0475-52-4358

労働局・労働基準監督署「外国人労働者相談コーナー」の所在地連絡先一覧

千葉労働局監督課外国人労働者相談コーナー (英語【火・木】)	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-221-2304
船橋労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (中国語【月・木】)	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (ベトナム語【火・木】・中国語【水・金】)	〒277-0005 柏市柏255-31	04-7163-0246

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7F	電話 (フリーダイヤル) : 0120-17-4864
--	-----------------------------

新卒応援ハローワーク（専門の相談員による大学生等を対象とした支援）

千葉新卒応援ハローワーク	千葉市中央区新町3-13 千葉ＴＮビル1F	043-307-4888
まつど新卒応援ハローワーク	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F ハローワーク松戸内	047-367-8609
ふなばし新卒応援ハローワーク	船橋市本町1-3-1 フェイスビル9F	047-426-8474

ハローワークプラザ（一般求職者を対象とした職業相談・紹介）

ハローワークプラザちば	千葉市中央区新町3-13 千葉ＴＮビル1F	043-238-8300
ハローワークプラザ柏	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8609
ハローワークプラザ市原	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-23-6941

マザーズハローワーク（子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立させたい方への就労支援）

マザーズハローワークちば	千葉市中央区新町3-13 千葉ＴＮビル1F	043-238-8100
ハローワーク市川 マザーズコーナー	市川市市川南1-1-1 ザ ターワーズ イースト3F	047-323-8609
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-0881
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F	047-420-8609
ハローワーク成田 マザーズコーナー	成田市花崎町760 成田市役所2F	0476-20-0567
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-26-8186

わかものハローワーク（正規雇用を目指す若者を対象とした支援）

柏わかものハローワーク	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8611
-------------	--------------------	--------------

千葉県ジョブサポートセンター（千葉県との連携による、求人情報提供、職業相談・紹介及び生活相談）

千葉県ジョブサポートセンター	千葉市中央区新町3-13 千葉ＴＮビル3F	043-245-9420
----------------	-----------------------	--------------

ふるさとハローワーク（各市との連携による、地域住民を対象に求人情報提供及び職業相談・紹介）

千葉市ふるさとハローワークいなげ	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0800
東金市地域職業相談室	東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1F	0475-52-1104
流山市地域職業相談室	流山市江戸川台東1-4 新川ＪＡビル2F	04-7156-7888
旭市地域職業相談室	旭市ニ5127 旭市青年の家	0479-62-5359

佐倉市地域職業相談室	佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3F	043-483-3180
浦安市ふるさとハローワーク	浦安市入船1-4-1 イオン新浦安店4F 市民プラザ内	047-381-8609
我孫子市地域職業相談室	我孫子市本町2-4-2 サンビーンズビル6F	04-7165-2786
八千代市地域職業相談室	八千代市大和田新田312-5 八千代市役所1F	047-483-1151
鴨川市ふるさとハローワーク	鴨川市横渚1450 鴨川市役所1F	04-7093-7853
千葉市ふるさとハローワークみどり	千葉市緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3F	043-300-1611
ふるさとハローワークならしの	習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼ビル4F	047-408-0055

ハローワークの常設窓口（各市との連携による、生活保護受給者等を対象とした就労支援）

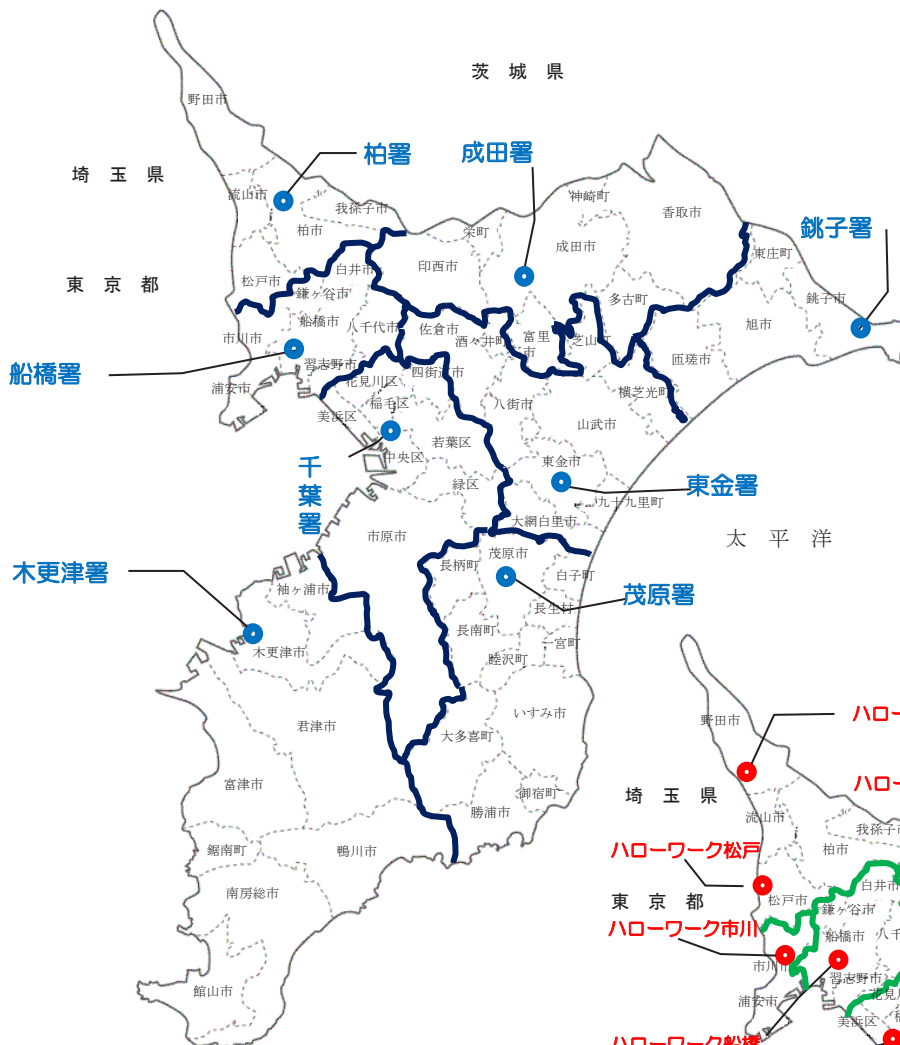
千葉市自立・就労サポートセンター中央	千葉市中央区中央4-5-1 中央保健福祉センター内	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1F	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1F	043-233-2337
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0860
かしわ就労自立サポートセンター	柏市柏5-10-1 柏市役所別館4F	04-7168-3611
ジョイントワーク松戸	松戸市根本387-5 松戸市役所本館3F	047-704-0021
職業相談紹介窓口ふなばし	船橋市湊町2-1-4 船橋市役所分庁舎1F	047-495-5200
就労サポートいちかわ	市川市東大和田1-2-10 市川市役所分庁舎C棟2F	047-700-4555

総合労働相談コーナー

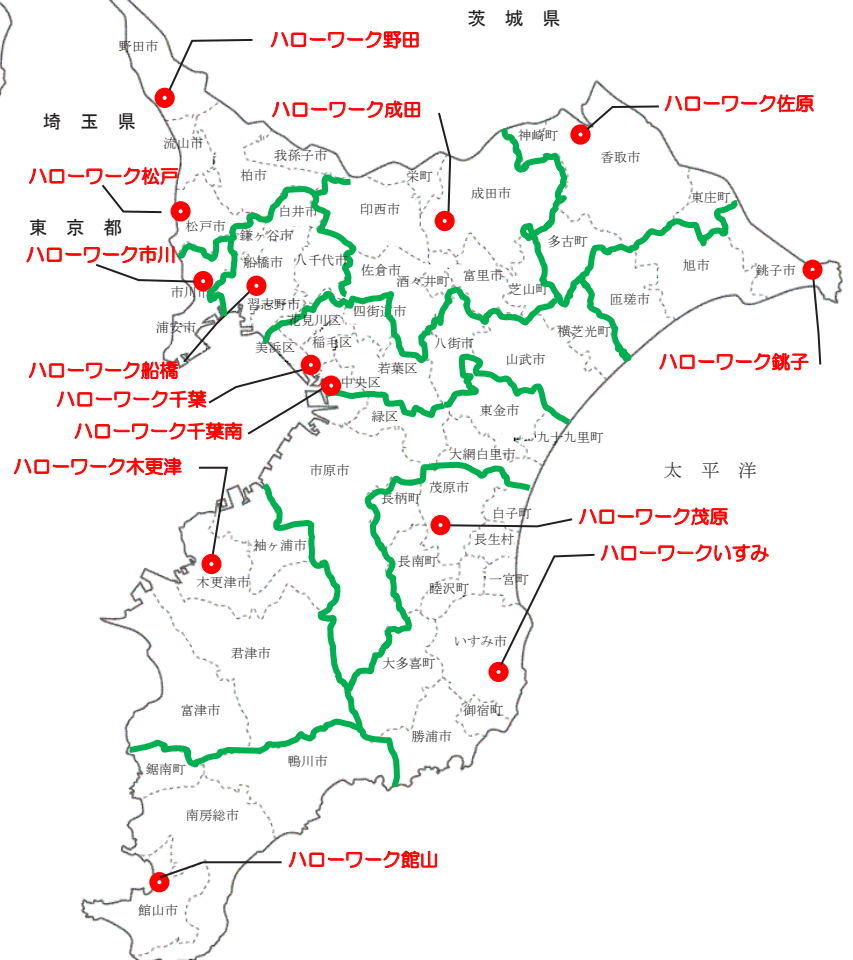
千葉労働局 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	043-221-2303
千葉駅前 総合労働相談コーナー	千葉市中央区新町3-13 千葉T Nビル4F	043-246-4121 0120-250650
千葉労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 千葉労働基準監督署内	043-382-3518
船橋労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	船橋市海神町2-3-13 船橋労働基準監督署内	047-773-9381
柏労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	柏市柏255-31 柏労働基準監督署内	04-7110-7971
銚子労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	銚子市中央町8-16 銚子労働基準監督署内	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎 木更津労働基準監督署内	0438-80-2827
茂原労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	茂原市萩原町3-20-3 茂原労働基準監督署内	0475-22-4551
成田労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	成田市東和田字高崎553-4 成田労働基準監督署内	0476-22-5666
東金労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	東金市田間65 東金労働基準監督署内	0475-52-4358

労働基準監督署・ハローワーク管轄区域

監督署



ハローワーク



労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧

●労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電 話	管 轄 区 域
千葉	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	総務関係 043-308-0670 安全衛生 043-308-0672	労働条件 043-308-0671 労災保険 043-308-0673
船橋	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	総務関係 047-431-0181 安全衛生 047-431-0196	労働条件 047-431-0182 労災保険 047-431-0183
柏	〒277-0005 柏市柏255-31	総務関係 04-7163-0245 安全衛生 04-7163-0247	労働条件 04-7163-0246 労災保険 04-7163-0248
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100	銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町
木更津	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	総務関係 0438-80-2828 安全衛生 0438-80-2830	労働条件 0438-22-6165 労災保険 0438-80-2831
茂原	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666	成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡のうち栄町、香取郡のうち神崎町、多古町
東金	〒283-0005 東金市田間65	0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、印旛郡のうち酒々井町

●ハローワーク一覧

安定所名	所在地	電 話	管 轄 区 域
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	千葉市のうち中央区【千葉南所の管轄区域を除く】、花見川区、美浜区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡のうち横芝光町
市川	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	市川市、浦安市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
館山	〒294-0047 館山市八幡815-2	0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
佐原	〒287-0002 香取市北1-3-2	0478-55-1132	香取市、香取郡
茂原	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F	0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
いすみ(出)	〒298-0004 いすみ市大原8000-1	0470-62-3551	いすみ市、勝浦市、夷隅郡
松戸	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
野田(出)	〒278-0027 野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	野田市
船橋	第 一 〒273-0011 船橋市湊町2-10-17	047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
	第 二 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F・7F	047-420-8609	
成田	からべ 〒286-0036 成田市加良部3-4-2	0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町
	駅 前 〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3F	0476-89-1700	
千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F	043-300-8609	千葉市のうち中央区（赤井町、今井、今井町、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草）、緑区、東金市、市原市、大網白里市、山武郡のうち九十九里町

※ハローワーク船橋及び成田の右側に記載しているのは庁舎名、ハローワークいすみ及び野田は出張所

（表紙 撮影場所 南房総市白浜町スポーツ公園駐車場付近海岸）